

白老町議会運営基準の一部改正について

通年議会の試行に伴い、説明員の出席についての確認事項を基準とするもの。

- (1) 本会議に出席する説明員は、必要最小限とする。
- (2) 議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議に入る場合、議長は暫時休憩を宣告し、説明員は、自由に退席することができる。
- (3) 本会議及び委員会における説明員の出席は最小限とし、議員同士の討論を重要とする。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 議事 第1節 説明員</p> <p>1 議場に説明員の出席を要求するときは、あらかじめ文書により、議長から町長又は行政委員会の長に対して行う。ただし、緊急の場合は口頭により行う。</p> <p>2 説明のための議場出席者の範囲は、町長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は囑託を受けた課長職以上の者とし、議長に通知のあった者とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 諸般の報告</p> <p>3 諸般の報告は、法令に定めるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。</p> | <p style="text-align: center;">第5章 議事 第1節 説明員</p> <p>1 議場に説明員の出席を要求するときは、あらかじめ文書により、議長から町長又は行政委員会の長に対して行う。ただし、緊急の場合は口頭により行う。</p> <p>2 説明のための議場出席者の範囲は、町長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は囑託を受けた課長職以上の者であって必要最小限の人員とし、議長に通知のあった者とする。</p> <p><u>3 議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議のみを行う本会議には、説明員の出席を求めない。</u></p> <p><u>4 町長及び議会が提出する議案を審議する本会議は、町長提案に係る議案審議時に説明員の出席を求め、当該議事が終了した時に議長は休憩を宣告し、説明員の退席後、再開して議会提案の審議を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 諸般の報告</p> <p><u>5 諸般の報告は、法令に定めるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。</u></p> <p><u>6 以下、2号ずつ繰り下げる。</u></p> |